

## 令和 2 年度著作権相談員養成研修の取扱いについて

### 1 「著作権相談員養成研修」とは

「著作権相談員養成研修」は、著作権相談員を養成することを目的とし、次のテキスト 4 種を使用した研修を受講の上、効果測定を受験し、名簿登載基準を満たした会員について、著作権相談員として認定し、名簿に登載します。

また、関係団体への著作権相談員名簿の名簿提出をもって、行政書士の著作権業務における積極活用を申し入れることを目的としています。

<使用テキスト>

- (1) 『著作権テキスト』 2020 年度版，文化庁著作権課
- (2) 『登録の手引き』 2019 年 7 月版，文化庁著作権課
- (3) 『プログラム登録の手引き』 一般財団法人ソフトウェア情報センター
- (4) 『裁定の手引き』 2020 年 2 月版，文化庁著作権課

本研修は、既存の著作権相談員のレベルアップ等を目的とした研修ではありませんが、著作権法改正内容を反映していることから、既存相談員の受講も可能です。

<提出先>

- ・文化庁
- ・公益社団法人 著作権情報センター
- ・一般財団法人 ソフトウェア情報センター

### 2 標準カリキュラム

単位会で集合研修を実施する場合は標準カリキュラムに沿って対応をお願いします。

標準カリキュラムは以下のとおりです。

科目名	時間	講義概要
著作権法概論①	90 分	『著作権テキスト』に沿って著作権法について、御講義願います。
著作権法概論②	90 分	『著作権テキスト』に沿って著作権法について、御講義願います。
著作権法概論③	90 分	『著作権テキスト』に沿って著作権法について、御講義願います。「ビジネスとして利用する場合のその他の仕組み」(p.57-59)に関しては適宜テキスト『裁定の手引き』を参照してください。
裁定制度及び登録制度 (プログラム登録を含む) について	90 分	『裁定の手引き』『登録の手引き』『プログラム登録の手引き』に沿って、御講義願います。
効果測定	1 時間 から 90 分程度	日行連が作成した問題を使用して、効果測定を実施してください。